別表第２（第５条関係）

<table>
<tr><th rowspan="2">種別</th><th rowspan="2">対象者</th><th rowspan="2">年齢制限</th><th rowspan="2">対象経費</th><th colspan="2">交付額</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>個人</th><th>団体</th></tr>
<tr><td rowspan="4">激励金</td><td>要綱第３条第２項各号のいずれかに該当する個人又は団体であって、次のいずれかの要件を満たすもの</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="4">⑴　次に掲げる者に対しては、激励金を交付しない。
ア　既に同一の事績で激励金の交付を受けている個人又は団体（要件を満たした日の属する年度及び当該団体の構成員がそれぞれ異なる場合を除く。）
イ　本人の責に帰すべき行為によって著しく名誉を失墜したと認められる個人又は団体
⑵　全国大会出場に対する交付を受けた後、同一の事績で国際大会に出場した場合は同一年度内であっても激励金を交付する。ただし交付額は差額の８万円とする。
⑶　箕面自由学園及び市内の専修学校（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１２４条に規定する専修学校をいう。）に所属する個人又は団体は、要綱第３条第２項第１号の個人又は同項第２号の団体に該当するものとみなす。</td></tr>
<tr><td>⑴　国際大会に出場していること。</td><td>２５歳以下</td><td>－</td><td>１０万円</td><td>３０万円</td></tr>
<tr><td>⑵　全国大会に出場していること。</td><td>２５歳以下</td><td>－</td><td>２万円</td><td>５万円</td></tr>
<tr><td>⑶　国際奉仕活動に参加すること。</td><td>４０歳未満</td><td>－</td><td>２万円</td><td>５万円</td></tr>
<tr><td>旅費補助金</td><td>地方大会、全国大会又は国際大会に部活動として出場する市立小学校又は市立中学校</td><td>－</td><td>宿泊費（１万３千円を上限とする。）及び交通費の合計額</td><td>対象経費に相当する額に２分の１を乗じて得た額又は５万円のどちらか低い額</td><td>対象経費に相当する額に２分の１を乗じて得た額又は２０万円のどちらか低い額</td><td>⑴　宿泊費とは、宿泊施設への宿泊に要する費用（当該宿泊施設において提供される食事料金を含む。）をいう。
⑵　交通費とは、公共交通機関の運賃、貸切バスの借上料（有料道路料金を含む。）及び自動車（レンタカーを含む。）を利用する移動に要する費用（往復に要する距離１キロメートルにつき３７円を乗じて得た額及び有料道路料金の合計額）であって、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出したものをいう。</td></tr>
<tr><td>市民大会補助金</td><td>箕面市青少年健全育成市民大会実行委員会</td><td>－</td><td>活動運営費及び実行委員会運営費の合計額</td><td>－</td><td>対象経費に相当する額に１００分の７５を乗じて得た額又は５０万円のどちらか低い額</td><td>⑴　活動運営費とは、活動実施に伴う消耗品費、印刷費、報酬費、通信運搬費、使用料、手数料、燃料費、委託料及び保険料をいう。
⑵　実行委員会運営費とは、実行委員会開催に伴う消耗品費、印刷費及び使用料をいう。</td></tr>
<tr><td>市吹助成金</td><td>箕面市青少年吹奏楽団</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>予算の範囲内で教育長が認める額</td><td>市吹助成金は、青少年健全育成に寄与すると認められる次のいずれかの活動を実施した場合に交付する。
⑴　ブラスフェスティバルの開催
⑵　箕面市夏の吹奏楽祭の開催
⑶　箕面市青少年文化祭の運営支援
⑷　市立中学校吹奏楽部への技術指導
⑸　市の依頼による次に掲げる行事における演奏
ア　箕面まつりのパレード
イ　箕面市消防出初式
ウ　箕面市２０歳のつどい</td></tr>
</table>